

小牧市東部まちづくり審議会運営規程（案）

令和 7 年 月 日
施行

（趣旨）

第 1 条 この規程は、小牧市東部まちづくり審議会条例（令和 2 年小牧市条例第 47 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、小牧市東部まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の選出）

第 2 条 会長の選出は、委員中に異議がないときは、指名推選の方法によることを通例とする。

（会長の任期等）

第 3 条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞任し、又は委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会の会議（以下「会議」という。）において、会長の選出を行うものとする。

（委員の代理）

第 4 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちから任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができる。

（会議の傍聴）

第 5 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、事務局に申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに会議開催場所にて先着順で行うものとする。

3 傍聴者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに会議開催場所に入室しなければならない。

4 傍聴者の定員は、会議の都度、会議開催場所の収容人数等を考慮し、あらかじめ事務局が決定する。

- 5 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 6 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。
- (1) 傍聴者が前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
 - (2) 小牧市審議会等の会議の公開に関する指針（平成15年2月18日15小総第84号）第4条の規定により、会議を非公開としたとき。
- （議案の説明者）

第6条 会長は、議案に関係のある市の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

（雑則）

第7条 この規程に定めのない事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。